

参 考 資 料 5  
 クリーンセンター再整備に関する特別委員会  
 ク リ ー ン セ ン タ ー ・ 環 境 課  
 令 和 6 年 7 月 2 4 日

○葉山町ごみ処理基本計画の改訂案に対するパブリックコメントの実施結果について

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
1	全体	<p>今回の制度変更に伴い、住民税への影響がどうなるか知りたい。            (制度変更に伴う葉山町負担額によって住民税やその他税金の増減があるのか、又は税金への影響がないのか)</p>	<p>住民税やその他税金への影響はありません。            生ごみ分別に伴い削減できたコストについては、財源を限定することなく、様々な形で住民の皆様に還元できればと考えております。</p>
2	全体	<p>どこの何を改定したかの新旧互換表が提示されていない。            改定箇所が解らず意見を述べようにも意見を述べようがない。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
3	全体	<p>現在、葉山在住の多くの方が参集して、水源地付近で活動していますが、鉄などの金属、プラスチック、ガラスなど廃棄物が発生し、葉山町内で発生した廃棄物が有料のため、葉山在住の方は持ち帰りを積極的に行って頂けません。            仕方がなく、東京や横須賀市在住の方が家庭ごみとして持ち帰り無料で処分しています。            本来、これは違法です。            この現状を深く認識し、葉山町内で出るごみは、葉山町内で無料で処分出来るよう。住民が進んで廃棄物を持ち帰るように、改善をお願い致します。            余りにも葉山町のごみ処理情勢が情けないです。</p>	<p>現在、町民持込みごみについては、戸別収集への促し、減量化への促しや事業者のなりすまし対策等といった観点から燃やすごみやプラスチックごみ等は有料とし、鉄などの金属やガラス等は無料としているところです。            また、事業を営む方の排出は、排出者責任から町の収集はなく、ご自身でクリーンセンターにお持込いただくか一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してお持込いただくこととなります。            いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>

4	全体	<p>ごみの計画に対する コメント</p> <p>ごみ収集に関して葉山独自で特殊なことをやることや競争原理に基づき優良な町としてナンバーワンになろうとか数値にこだわることを危険と感じている。</p> <p>現在ごみ問題に関して表向きな数字を提示し評価を求めているが実際に困っている問題が多い。具体的にはごみ持ち帰り運動や分別の多さである。特に町外からくる地域には深刻な問題である。ゴミ箱がないのに観光を誘致する。遊びに来てゴミ箱がなくなればどこかに捨てるしかない。住民のゴミの収集場所にはゴミが放置されている。実際には良識のある住民が町の知らないところで回収している場合が多く町が回収してくれるまでに数日かかればそのまま放置できない状態である。特に土日には連絡がつかない。分別が多すぎて住民でもわからなくてそのまま1週間以上放置されているゴミも多い。町へ報告するのはいつも同じ人となるしその労力も大変であるため自分で処理する場合や有料で出す場合もある。</p> <p>ごみの分別は学校でしっかりと教えていくことや大人へわかりやすく伝える方法をもっと考えなければならない。そして放置ごみに関しては土日問わず町が回収する必要がある。家庭ごみ以外の観光客のごみのほとんどはスーパーや店舗でのものであるから葉山以外で買って来たものでも回収を考えなければならない。また葉山町自体がごみの処理を考えるにあたっては決して他の自治体と競争をしてはならない。</p> <p>人口が3万人の小さな自治体のできる範囲は決まっているしリサイクルの技術革新は物凄い勢いで進化しているので独自の機械などを導入したとしても現在のシステムでは実際に納入された時にはかなり古いものになってしまいランニングコストがかかって住民の負担が増えることも想定される。県内の大きな施設や民間への委託を活用するべきであらう。住民の負担がないように粗大ゴミや廃棄が難しい家庭ゴミが出た場合も住民への親切な対応を考えるべきである。現在は料金やシステムが便利な状態とは言えない。</p>	<p>町は平成20年度からごみゼロを目指す「ゼロウェイスト」により焼却ごみの減量化等を目指している背景や令和2年度に策定された「鎌倉市・逗子市・葉山町広域化実施計画」等に基づき生ごみの分別を計画しています。</p> <p>環境負荷、財政負荷、住民サービスの3つの視点のバランスやごみ量等から生ごみ週2回、燃やすごみ週1回での収集を考えているところです。</p> <p>分別については極力わかりやすい分別ができるよう周知を心掛け、分別が不十分な排出者には分別指導を図りたいと考えております。また大人だけでなく、学校への出前講座を進めております。引き続き周知等にも取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
5	全体	<p>ゴミを減らす取り組みに、皆様がどれほど尽力されていらっしゃるかを感じました。</p> <p>資源化、減量化について私たち住民一人一人のもうあと一歩が大きな影響になることも。</p> <p>事業系ごみが3割近いとのこと、ゼロウェイストなどに取り組んでいらっしゃる店舗、事業者を周知いただき、消費者である私たちが選択する一つのきっかけになればと思います。</p> <p>安易に使い捨てを選択するのではなく、買うということが廃棄にもつながるといったことの啓蒙。</p> <p>また、おっしゃるように分別が負担となる高齢者の方々の手助けとなるような取り組み、例えば高齢者のみ分かりやすい表示のついた分別袋の配布など、スーパーやドラッグストアなどの連携などでできればと思います。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>

6	7, 39	<p>「容器包装プラスチックごみ」処理について  容器包装プラスチック→資源化とあるが、「資源化」の中身(手法)が示されていない。町(環境課)に聞くと「資源化」とは「指定法人に引き渡す」ことであって、「資源化の中身」までは問われない(記載の必要がない=知らない)との事。  P39 容器包装プラスチック 民間処理委託にて中間処理を実施し指定法人※への引渡しを実施していた容器包装プラスチックについては、輸送距離等の短縮により、効率的な処理が可能となることから、逗子市への委託処理により中間処理を実施し、指定法人へ引渡しを実施します。  とある。  資源化の中身とは、いわゆるマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル・サーマルリサイクルのことらしい。葉山町はサーマルリサイクル?と聞く。私は、サーマルリサイクルを「資源化」と呼ぶのは妥当とは思えない。  また、それぞれの最終処分場の(施設の)場所が示されていない。  また、それぞれの経費(設備費・処分費・運搬費)が示されていない。  この辺が示されてあらためて、パブコメを行うべきであろう。または、予算を審議する葉山町議会の慎重な審議に期待する。</p>	<p>容器包装プラスチックは、中間処理後、指定法人へ引き渡すことで資源化処理を行っていますが、指定法人のリサイクル事業は入札等で決まることから、業者によってリサイクル方法が異なる場合があります。  いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
7	26.37.39	<p>生ごみですが、現在燃えるゴミで出しておりますが、今後さらに生ごみと燃えるゴミを分けると聞きました。  今でも分別が大変なので、これ以上の分別は勘弁して頂きたいという思いです。(家には高齢者もあり、今でも分別が大変です。)  というのも情報番組などでは、結局分別をしても、燃えないゴミだけでは焼却できないので、燃えるゴミと混ぜて焼却する場合もあるなど、分別してもあまり効果がない(混ぜて焼却するケースが多い)とも聞きます。  それなのに、さらなる分別で町民に負担をかけるのは言語道断だと思っております。  もちろん、葉山町では完全に分別をして焼却しているのかもしれませんが、これ以上の分別は困難です。  また、H66のゴミステーションでは、分別がされずに捨てられているゴミが多く(特に土曜日)、日曜日にはゴミが散乱して近所の皆様が大変困っております。  是非改善して頂きたいです。  以上、是非ご検討頂けますようお願い申し上げます。  今度ともどうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>町は平成20年度からごみゼロを目指す「ゼロウェイスト」により焼却ごみの減量化等を目指している背景や令和2年度に策定された「鎌倉市・逗子市・葉山町広域化実施計画」等に基づき生ごみの分別を計画しています。  分別いただいた生ごみにつきましては、堆肥化する資源化処理を行います。  それにより資源化率の向上や焼却量の減量につながりますのでご理解、ご協力をお願いします。  いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。  また、H66のゴミステーションにつきましては、今後も現状の把握、分別の周知啓発等に努め近隣の皆様にご負担をかけないよう措置を講じていきます。</p>
8	28	<p>P28 ⑥少量排出事業制度の見直し  少量排出事業者に生ごみの自家処理を義務化することは問題だと思います。生ごみの自家処理を義務化で強制するより、自家処理をやってみたいという自発的な取り組みを行政がサポートし、現在よりもっと深化させてください。  生ごみは様々な問題を起しやすいくみです。義務化で強制してもうまくいきません。「生ごみの自家処理義務化」は自治体が生ごみの適正処理義務を放棄することであり問題です。「生ごみの自家処理の義務化をあわせて検討する」の文言は削除してください。</p>	<p>少量排出事業所制度は、本来事業者自らの責任において処理しなければならない事業系ごみについて、一般家庭の排出状況に近い場合は、一般家庭と同様に町で収集することを可能にするというものです。そのため基準となる一般家庭において生ごみの自家処理が進めば、少量排出事業所に対しても一般家庭と同様に自家処理を推進していきたいと考えております。  いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>

9	36.38	<p>ごみの回収を減らすなんて意味不明な事はやめていただきたい。  マンションのごみがどうなっているのか見たことあるのか？現状でもそれぞれの仕分けで特に燃えるゴミが、パンパンに積もっているのを見たことが無いのか？  現状2回の回収があるおかげで何とかなっているが、1回なんてなると年末年始並みのごみの量になるはずである。  希望通りに減らないのであれば、経済的に対策すればいいじゃないか？  有料のごみ袋にすれば良い。  別荘住まいのものは、ごみに全く興味が無いから減らす事なんて絶対にしない。  ごみの処理に金がかかるのは理解している。それを回数や分別に頼るのは無理がある。  ごみの量が減るような背策を打つことを先にせず（しているように見せかけているだけ）、実際に減ってから実行するべきである。  なぜ現状で分別やら回収やらを急ぐ必要があるのか？  大体ごみ回収が減るとネズミなどがまん延し、病気などがまん延することは考えたことは無いのか？  町民の安全を及ぼす由々しき事態であり、とても納得のいくものではない。  実施したのち別の町へ引っ越そうかとも思っている。  折角東京から移住したのに、このようなイメージダウンにつながるような町になるのはがっかりである。  不自由になりたくて来たわけではない。</p>	<p>町は平成20年度からごみゼロを目指す「ゼロウェイスト」により焼却ごみの減量化等を目指している背景や令和2年度に策定された「鎌倉市・逗子市・葉山町広域化実施計画」等に基づき生ごみの分別を計画しています。  環境負荷、財政負荷、住民サービスの3つの視点のバランスやごみ量等から生ごみ週2回、燃やすごみ週1回での収集を考えているところです。  また家庭系燃やすごみには生ごみが約45%含まれており、燃やすごみから生ごみを除くことにより1回あたりの排出量は約半分となりますので、週1回の収集でも従前と概ね同量となり、スペース面でも従前と大きく変わらないと考えます。分別にご負担をおかけしますが、資源化率の向上、焼却ごみの減量や財政負荷の削減につながりますので、燃やすごみについては週1回の収集にご理解・ご協力ください。  いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
10	38	<p>今ペットを3匹飼っています。  また、乳幼児の孫も毎日来ているのでおむつやペットシートの使用量がとても多いです。  ゴミを置いておくスペースも限られているので、臭いや衛生面を考えると今まで通り燃えるゴミを週に2回にして頂きたいと思えます。  介護をしているご家庭も多いかと思いますので、前向きにご検討頂きますようお願い申し上げます。</p>	<p>紙おむつ等に関しては、いただいたご意見等を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行う旨をP38に追記いたしました。</p>

11	38	<p>①紙類の回収を週に1回にするのは、とても理解出来ません。おむつや、肉の汁、魚の血を拭き取ったキッチンペーパー等、夏場は特に匂いが出る、大変不衛生です。</p> <p>消臭剤を使えば、問題無かったとの報告が有りましたが、買うにはお金が掛かります。</p> <p>町が無料で配布でもして下さるのですか？匂いが発生する物は「早く捨てたい！」と誰もが思うのでは！？と思います。</p> <p>②ゴミを保管しておかなければならない、容器が必要になって来る、そこで又お金が掛かる。マンションの狭いベランダに、すでにゴミ用容器が2つ有ります。（2人暮らし）うちは猫が居るので猫砂も出ます。更に3つ目の容器が必要になります。ベランダに3つの容器が並んでしまうと洗たく物干しの時、邪魔になります。</p> <p>それだけでなく、葉山町の汚れたプラゴミはなんと月に1回しか回収されません！使ったラップなど、こちらも匂いが出ます。いちいち水で洗わなければ、夏は大変な事になります。（ラップを1枚1枚洗うのはストレス）町に「汚れたプラゴミ回収を増やして欲しい！」と苦情を言いましたが、受けれてもらえませんでした。</p> <p>③各家庭で汚物を1週間も保管しなければならなくなった場合、「葉山町は不衛生で住みにくい町」となります。よく住みたい町の上に葉山町はランクインされますが、ゴミの仕分けが細い上に更に不衛生となります。もっと町民の立場になって、良く考えて頂きたい！！と切にお願い申し上げたく存じます。</p>	<p>紙おむつ等に関しては、いただいたご意見等を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行う旨をP38に追記いたしました。</p> <p>ごみ排出量を減らすことは環境負荷及び財政の軽減につながりますので、今後も町民の皆様にごみ減量への取り組み施策を行ってまいります。排出場所における工夫等によりご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
12	38	<p>P38 表5-1-2 家庭系ごみの収集と運搬の方法</p> <p>燃やすごみを週2回で維持して下さい。生ごみは、資源となる「たいひにする生ごみ」として資源物回収の日に戸別回収してください。資源になる生ごみ以外の生ごみ、分別が困難な家庭は燃やすごみで出せるようにしてください。</p>	<p>現在の分別収集においても、燃やすごみではないごみを分別が困難という理由で燃やすごみで出せるものとはしておらず、生ごみ分別が開始された際にも同様に考えてしております。</p>
13	38	<p>P38 燃やすごみの戸別収集の収集頻度が令和7年3月以降週2回から週1回となっているが、大変困るので週2回そのまましてほしい。逆に生ごみはそれほど出ないし、生ごみ処理器を推進し生ごみの量を減らしていくのであれば、週1回で十分である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>

## ○匿名回答者意見（参考）

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
1	全体	<p>はじめに) パブリックコメントです。 (生ゴミ分別に関する制度設計とゴミ処理基本計画改訂案について) 大変恐縮ですが、長文になったのと、別紙を添付、という形式をとりましたので、指定の様式とは異なる提出となりました。匿名で恐れ入りますが、葉山の希望浴れる未来の為に、よろしくお願い致します。</p> <p>○堆肥化への課題 生ゴミ分別に関する制度設計（案）は、「堆肥化可能」という前提ですが、家庭ごみは異物が多く、堆肥化に不向きなのだそうです。 例えば、食卓に食材をこぼして、紙ナプキンで拭き取った時、それを紙ナプキンと食材とに分別して捨てる人は、ほぼ皆無ではないでしょうか。 高齢者などは特に…。 堆肥化に成功した自治体もあるようですが、葉山町とは異なる機械&amp;やり方の様子。 もし堆肥化しなかったら、別の問題も浮上するのでは?と懸念があります。 そうならないよう、現時点ではきちり分別されている生ゴミだけを収集した方が堆肥化の可能性が高まると考えました。具体的には、事業者(特に外食産業や給食・配食センター)の生ゴミなど。 一般家庭のゴミ(生ゴミ含む)は従来通り、燃えるゴミ(逗子担当)とし、堆肥化に資する、異物混入が少ない生ゴミだけを収集した方が、堆肥化する可能性が高く、手間も省けるように思います。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>

○自家処理のテコ入れ

そもそも、ゴミの全体量を減らすには、

①簡易包装にする(商品の装飾や過剰包装をやめる)…(ゴミと化す(出るゴミの)量を減らす)

②自家処理を増やす…(出たゴミの量を減らす。ゴミゼロウェイスト)

①②が増えるほど、ゴミゼロウェイストに近付くと考えます。

①は葉山町で取組める事があれば実施を進め、

②は実証実験で輝かしい成果を残したものを、更に推し進めたいところです。

一層のゼロウェイストの為に、例えば、コンポスターの補助金枠を増やしてはいかがでしょうか。

財源は、その場限りになるような補助金枠(飲食に費やされるような補助金)を見直し、未来に繋がる投資枠(補助金)を増やす事で確保します。

例えば、電動式コンポスター(パリパリ・キュー)は、集合住宅でも設置出来る大きさ且つ、水分が蒸発されて、ゴミ出しの負荷軽減になります。

(介護保険課などで、「ゴミが軽くなり、ゴミ出しが楽になります」と、高齢の方に設置を勧めても良いかもしれません。操作もボタンを押すだけで、簡単です)

他に【Loofen】も対象にすると、購入したい人が増えるかもしれません。

事業者用のコンポスターもあるなら、その補助金も出したいところです。

ゴミ処理を問題視する町民は少なくありませんが、実情を知らない人は多いです。

(葉山に焼却炉が無く、逗子に焼却してもらっている事など)

特に、ゴミ処理にこんなに税金が使われている、お金がかかる事を知りませんでした。

粗大ゴミの業者がいいところ取りをして、お金を払っている町の方が負担が大きい、と聞いた事があります。

このようなところから、費用削減に取り組む事が出来るのではないのでしょうか。

○一番の問題は、町民と情報(危機意識)を共有していない事

町民がそもそも、葉山に焼却炉が無く、逗子(の焼却炉)に依存している事や、来年3月にゴミの分別が変更になる事・その内容を知らない人は多いです。

更には、その逗子の焼却炉も10年後には廃炉になり、その後のゴミ処理はどうなるか、誰も知らない様子。(誰も責任を持たない)

過去に、東京都小金井市がゴミ処理問題でたちいなくなり、他市にゴミ処理を依頼したものの拒否され、結局、新しい焼却場を決めてゴミ処理が出来るようになるまでに、10年近くかかったようです。

葉山の未来を、暗示している気がしてなりません。

幸い、10年という時間があります。その間に今後、国の政策がどう変更されても、万全なゴミ処理を確保していないと、小金井市のようになるのでは、と危惧します。

いざ、「ゴミ処理出来ない」となってから慌てても遅く、トイレの詰まりと同じで、その日から多くの人が困ります。そして、これは委託でなく、公がする仕事ではないのでしょうか。

なぜならば、民間は採算が取れない事はせず、切り捨てる事が許されるからです。

もし【独占・寡占】となれば、足元を見られて高価格に設定されても弱い立場で、赤字財政化し、撤退されたら困るから、一層、赤字財政に拍車がかかりそうです。

葉山の未来を、そんなリスク下に置きたくありません。

ゴミ処理は住民がいる限り、切り捨て不可な事業です。水道などのインフラも。

◇ゴミ処理広域化は、誰の為?

ゴミ処理広域化は、「廃棄物」関連業界による、業界のための計画、そして、ゴミ処理を通じた地方自治切り崩し政策、自治体と自治権の破壊をもたらし、その先は、民営化。

(民営化といっても、情報非公開の責任不在、町民無視の赤字財政をもたらす)

-地元新聞より

もしこれが事実なら、補助金につられて、最も大切な自治権を失うだけでなく、子孫に負の遺産を遺す事にもなり、断固阻止して頂きたいです。

ゴミ処理広域化だけでなく、近年の国の政策はおかしなものが多いです。

(マイナンバー搭載保険証の法制化など)

それを探るジャーナリストの指摘は、空恐ろしい事ばかり。

国民の税金や預貯金が、特定の人達に流れるよう、法整備されているようで、政治家の仕事とは、特定の業界・団体・富裕層への奉仕、弱者の切り捨てのように見えます。

ちなみに、世界で民営化がすすんだ水道事業は、トップだけが儲けて、水道代は2倍近く値上がりしたそうです。日本も後に続く予定だそうで、地方自治権を発揮して、断固阻止して頂きたいです。

(<https://gendai.media/articles/-/56865?imp=0>)

上記URLの事実を知れば、多くの人が民営化に反対するでしょう。

知らないから、知らぬ間に先に法制化され、民主主義国家でありながら、国民の民意が反映されない【決定事項】が、次々に出てくるのではないのでしょうか。

そのカラクリを、地元新聞が掲載していました。(別紙参照)

結局、ゴミ処理広域化に伴う補助金(飽)は、「民営化」という、特定の団体だけが潤う呼び水で、その先は地方自治体(自治権)の破壊と、町民の負担増、けれども責任は取らないという、【予期せぬ、お先真っ暗】な未来を隠し包んでいる毒のようです。

今からでも阻止するには、別紙の地元新聞のような有能な方の知恵を拝借してみたいかがでしょうか。

「見て見ぬふり」や現状維持は、茹でガエル状態が麻痺して、

「気付いたら死んでいた」となる未来を、待つばかりのように思えます。

別紙・地元新聞の記事を根拠に、「広域化は、違反では?」と、数の力(広域化連合)で国に異を唱え、補助金とセットにしたこれまでの手口(法制化)をやめさせないと、既に、日本国民を食い物にするような法制化のオンパレードとなっているように、地方自治の犠牲化は、時間の問題のように見えます。

たとえ既に法制化されていても、そのプロセス自体が別紙にもある通り、違憲の疑いを問う事によってはじめて、多数の支持が得られ、民主主義国家本来の姿を、取り戻すのかもしれない。

更に、この広域化連合は今後、国に統治される為の存在ではなく、各地方自治体が自治権を発揮する為の連合になる事を、期待します。



その為には、自主独立の財源を持つ事が急務です。

話変わって、自主独立の財源のヒントとなりそうなものに三浦市の「ガストロノミーツアー」があります。

一度仕組みを作れば、円安トレンドが長期に亘って葉山に収益をもたらしてくれますので、メリットが大きいと思います。

葉山には、海も山も御用邸も棚田も古墳もあります。

小さな町でありながら、見どころが沢山ある葉山の魅力をSNSで打ち出せば、1枚の写真を見て、世界中から観光客が来る時代。

外国人も多い葉山、彼らの意見を参考にして、外国人観光客向けのツアーなどをつくってみてはいかがでしょうか。満足感さえ高ければ、円安効果で高価格帯でも売れるそうです。

その他には、夏の海岸を、シンガポールのように厳しい取締り区域にするのは、いかがでしょうか。

海岸でゴミの放置やポイ捨てには、シンガポール並みの厳しい罰則・罰金を課します。

シンガポールはその為か、街中を裸足で歩けるくらい、綺麗なのだそうです。

たとえ、『財源』とまではならなくても、「葉山の海に、ゴミは捨てられない」と来訪する人々の意識に根付いて、ゴミゼロウェイストに貢献するのがメリットです。

新たな事を始める苦労は、大変なものになるかも知れませんが、「誰かが何とかしてくれる」とは思えません。

実情を知らない人が多いですし、知っている人でも「補助金が無いと何も出来ない」と思っている方が多いのかもしれない。ですが、補助金(国の政策)が導く未来は、受難の道です。

どのみち受難の道になるなら、自主独立の財源を持つ為に、受難を自ら引き受ける方が良くありませんか？

そして、他の地方自治体も同じ立場同士、協力しあって地方自治を破壊するような通達を拒否し、自主独立の財源を持つにあたって、協力し合って確立出来れば、国の無茶振りに振り回されないようになります。

いずれにせよ、国は地方を守りません。

一番、葉山の事を想ってくれるのは、葉山を愛する住民達ではないでしょうか。

その住民達でさえ、正しい情報が届かないから(少ないから)、実情を知らずに過ごし、気付いたらとんでもない事になっていた、と「後から気付いても、後の祭り」となるように、計算されているように見えます。

地元新聞のような方をブレーンにして、正しく賢明な情報を住民に知らせて頂き、葉山町民全体で「未来の葉山を良くする」という趣旨で、財源を確保する道を探る方が、前途は厳しいかもしれませんが、妙案が出て、実行する協力者も多いのではないのでしょうか。

戦後、先人が経済立国となるまでに遺したその富や、私たちが収めた税金を、誰かに合法的に奪わせるだけでなく、自治権も取り上げられる片棒を担ぐなんて、正気の沙汰ではない、と気付き、国の補助金や交付金に頼らない、財政的に自立する事が、急務と考えます。

「つつがなく勤めて、定年退職」は、誰にとっても望ましいですが、新たな財源が無ければ、今後の退職金や雇用が減少するかもしれない、民営化やAIの波。

ただでさえ、税金は増えて年金は減る事が予想される今後、葉山の自治を放棄・崩壊するだけでなく、町民の税金や豊かさを奪う片棒を担ぐような仕事を葉山はせずに、

何世代先でも、私たちの子孫が安心して暮らせる葉山の豊かさを築く仕事に従事して頂きたいです。長文にお付き合い下さり、ありがとうございました。

別紙)ゴミ処理広域化が奪う、地方自治

日本の市町村のごみ行政は、環境省が一課長(生活衛生局水道環境部環境整備課長)が出した1997年の2つの通達によって、大転換させられた。「1月のゴミ処理に係るタイオキシン発生防止ガイドライン」通達、5月の「ごみ処理広域化」通達である。その内容は、以下の通りである。

1. ダイオキシン削減計画として、~以下略

つまり、ごみ処理広域化は、処理施設の大規模化と市町村のブロック化である。

そして広域化にのらないと、補助金はつかないとした。

○通達行政の違憲性

このような通達による公共事業の最大の問題は、根拠になる法律(根拠法)を欠き、違法・不当であるにもかかわらず、多くの補助金を飲み込んで事業化されているという点である。

業界と官僚の間で方向性を定めて事業を先行させ、その後に現実を追認する法改正を行うが、その間、国民周知も国会審議もない。通達が法令の「外」にあるからである。

通達はもともと法律の解釈、法定事業実施の際の注意、手続きなどを示すものとして用いられてきた。それがいつの間にか補助金とセットで、強力な公共事業の推進役になる。

国がかかわる法定事業の場合、国が基本方針を打ち出し、それに基づいて都道府県が基本計画を作る。それを受けて、市町村が事業計画を作って事業を実施するという流れになる。補助金の割合や率も法律で決まっている。

しかし、今の日本の現実には、このような法律に基づく事業(法定事業)はほとんどペーパープランのまま終わらせて、実際には根拠法のない通達事業が一部事業者への利益誘導であり、納税者に対する背任行為というべきである。

国家行政組織上、都道府県には通達を遵守する義務があるが、地方自治法に基づく自治権を持つ市町村に対する国の通達の強制は、明らかな地方自治法違反、憲法違反である。

地方分権一括法施行後は、こうした国家意思の押し付けは、明確な違法とされることとなった。

しかし国は、通達は今では「単なる技術支援になった」と言いつつ、今なお国の「訓令」や「行政命令」として市町村を従わせている。

広域通達も「都道府県は…広域化を作成するとともに、計画に基づいて市町村を指導すること」「市町村は都道府県の作成する広域計画に従い、広域化を推進する事」などと、はっきり市町村に命令している。

しかし廃棄法には、一般廃棄物の「広域化」「広域処理」などの言葉は一切、書かれていない。市町村の自治事務(固有事務)に抵触するのだが、通達はそのような法令上、憲法上の縛りを全て無視し、「行政命令」として発せられている。

この明らかな違法・法律違反は、背後に産官学の癒着があるのではないか。

○計画内容の違法性

～略～

一般廃棄物の処理は、市町村の固有事業、いわゆる自治事務である事を廃棄物処理法第四条も、地方自治法第二条も、明確に規定している。市町村の自治事務は、そのままそこに住む住民の自治権であり、憲法に定められた国民の権利そのものである。国が一課長の通達によって、その自治権を奪う事は地方自治の一方的剥奪であって、憲法に違反する。

○広域化は誰の為のものか

広域化は「廃棄物」関連業界による、業界のための計画である。

ダイオキシン・ガイドラインや、広域化計画そのものも厚生省Bが天下る財団法人廃棄物研究財団が中心になって作成し、施設の建設も、ここに参加する企業もっぱら受注するシステムになっている。

～略～

公正取引委員会は数多い焼却炉建設をめぐる談合事件に繰り返し警告を発しているが、連合体の結束は固く、成果は上がっていない。

広域化計画に向けて、全国の市町村のほとんどは、それまでのゴミ減量の努力をやめ、大型炉の建設に乗り出した。

多額の補助金をちらかせた国の計画、しかもタイムリミット付きとなると、市町村はそれに従わざるを得ない。

○国に直結する、広域連合

広域連合は独自の首長、議会、独立した会計制度を持つ。

それが国県からの権限委譲になる事で、ゴミ以外にも市町村の自治事務を何でも行うことが出来、必要ならその事務の移管を要求する事さえ出来る。

しかも広域連合に移管した事務は、広域連合設立と同時に設立自治体から完全に消滅する。これを総務省は「権利の放棄」と説明する。

つまり、広域連合は市町村の自治権の消滅につながる組織であり、住民の自治権の喪失である。

逆に国は、国の権限委譲を通じた広域連合を通じて、中央集権化を強化する。

「地方分権」という名の地方自治体の消滅である。

国の補助金も、都道府県を経由せず、直接この広域連合に下りる。

広域連合は市町村から自治権を奪うだけでなく、国が支配力を及ぼす直轄自治体として、機能する。

それも市町村が、自発的にその自治権を放棄する形をとる。

○その先は、民営化

広域化計画のもう一つの側面は、民営化だ。広域連合の職員数は少なく、事業は全て、民間に丸投げするしかない。

補助金は広域連合という窓口を通り、企業に下りてゆく。

住民から切り離された企業に、監視の目は届かない。

それは情報非公開、責任不在、市民無視で、いずれは赤字財政と腐敗という形になって、住民に襲いかかる。

○自治体の解体

広域化連合は、ごみ処理を通じた市町村切り崩し政策である。

それは地方自治を自らの手で放棄させ、既存の法律を内部解体させる事である。

法律で守られた自治権がある限り、市町村はそれを盾に国策に抵抗出来る。

その盾を奪うのである。一旦広域連合が設立されると、

解散には大臣の許可が必要で、事実上、市民には手が出せない。

このようにゴミ広域化は、業界を背景にした国の中央集権支配の強化であり、自治体と自治権の破壊であり、新たな住民負担であり、住民の自発的ゴミ減量化市政の喪失であり、環境破壊である。